LINK 国際アカデミー　学則

第１章 総則

（目的）

第１条 本校は、「つながる力」「学ぶ力」「生きる力」を涵養することを基本理念とし、日本語教育を通じて、社会との連携による実践的な日本語運用能力の育成、主体的な探究を通じて自己成長を促す学習環境の提供、地域社会と共創し、多文化共生社会への貢献を目指す人材の育成を目的とする。

（名称）

第２条　本校は、「LINK 国際アカデミー」（英語表記：LINK INTERNATIONAL ACADEMY）と称する。

（所在地）

第３条　本校は、大阪府枚方市野村元町７番３号に置く。

（自己点検・自己評価）

第４条　本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別途定める。

第２章 修業期間、授業日数及び休業日

（課程・修業期間・学生定員）

第５条　本校の課程、修業期間、学生定員、及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 部	進学 2年課程	2年	60名	3クラス	4月生 60名
	小計		60名	3クラス	60名
第 2 部	進学 1年6か月課程	1年6か月	40名	2クラス	10月生 40名
	小計		40名	2クラス	40名
計			100名	5クラス	100名

（始期・終期・学期等）

第６条　本校の各課程は、4 月（又は 10 月）に始まり、3 月に終わる。

２　前条の期間を分けて、次の学期とする。

第１学期　４月１日から６月 30 日まで

第２学期　７月１日から９月 30 日まで

第３学期　10 月１日から 12 月 31 日まで

第４学期　１月１日から３月 31 日まで

３ 校長が特に必要があると認めたときは，前項の期間を変更することができる。

（授業日数及び休業日）

第７条　本校が授業を開講できる日数は１年から以下の休業日を除いた日数とする。

２　本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3)　春季休業　３月中旬から４月上旬まで

(4)　夏季休業　７月下旬から８月中旬まで

(5)　冬季休業　12 月下旬から翌年１月上旬まで

ただし、長期休暇の詳細は、毎年度別紙「学校カレンダー」にて定めるものとする。

３　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

４　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第８条　授業の終始時刻は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは、時刻を変更することができる。

	午前クラス	午後クラス
1 時間目	9:00 ～ 9:45	13:15 ～ 14:00
2 時間目	9:50 ～ 10:35	14:05 ～ 14:50
3 時間目	10:45 ～ 11:30	15:00 ～ 15:45
4 時間目	11:35 ～ 12:20	15:50 ～ 16:35

第３章 教育課程、授業日時数及び学習の評価

（日本語教育課程）

第９条 本校には、以下の表の各課程別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和３年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の１単位時間は、45 分とする。

進学 2 年課程				
修業期間	レベル（参照枠）	到達目標（Can Do）	授業科目	授業時数
2 年	初級（A1）	具体的な欲求を満たすための、日常的によく使われる表現や基本的な言い回しを理解し、適切に用いることができる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	日本語総合（聴解）	40 単位時間
			日本語総合（読解）	10 単位時間
			日本語総合（会話）	40 単位時間
			日本語総合（記述）	10 単位時間
			日本語総合（文法）	40 単位時間
			漢字・語彙	40 単位時間
			異文化理解	20 単位時間
	初中級（A2）	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、アルバイトなど、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。	日本語総合（聴解）	40 単位時間
			日本語総合（読解）	5 単位時間
			日本語総合（会話）	40 単位時間
			日本語総合（記述）	5 単位時間
			日本語総合（文法）	40 単位時間
			漢字・語彙	40 単位時間
			異文化理解	10 単位時間
			キャリア教育	10 単位時間
			総合学習	10 単位時間
	中級（B1）	学校、アルバイト、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	日本語総合（聴解）	120 単位時間
			日本語総合（読解）	15 単位時間
			日本語総合（会話）	120 単位時間
			日本語総合（記述）	15 単位時間
			日本語総合（文法）	120 単位時間
			漢字・語彙	120 単位時間
			異文化理解	30 単位時間
			キャリア教育	30 単位時間
			総合学習	30 単位時間
	中上級（B2）	自身の興味や関心のある専門分野も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。母語話者と緊張することなく、流ちょうかつ自然にやり取りができる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。	日本語総合（聴解）	120 単位時間
			日本語総合（読解）	15 単位時間
			日本語総合（会話）	120 単位時間
			日本語総合（記述）	15 単位時間
			日本語総合（文法）	120 単位時間
			漢字・語彙	120 単位時間
			異文化理解	30 単位時間
			キャリア教育	30 単位時間
			総合学習	30 単位時間

進学1年6か月課程				
修業期間	レベル（参照枠）	到達目標（Can Do）	授業科目	授業時数
1年6か月	初中級（A2）	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、アルバイトなど、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。	日本語総合（聴解）	40単位時間
			日本語総合（読解）	5単位時間
			日本語総合（会話）	40単位時間
			日本語総合（記述）	5単位時間
			日本語総合（文法）	40単位時間
			漢字・語彙	40単位時間
			異文化理解	10単位時間
			キャリア教育	10単位時間
			総合学習	10単位時間
	中級（B1）	学校、アルバイト、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	日本語総合（聴解）	120単位時間
			日本語総合（読解）	15単位時間
			日本語総合（会話）	120単位時間
			日本語総合（記述）	15単位時間
			日本語総合（文法）	120単位時間
			漢字・語彙	120単位時間
			異文化理解	30単位時間
			キャリア教育	30単位時間
			総合学習	30単位時間
	中上級（B2）	自身の興味や関心のある専門分野も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。母語話者と緊張することなく、流ちょうかつ自然にやり取りができる。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。	日本語総合（聴解）	80単位時間
			日本語総合（読解）	10単位時間
			日本語総合（会話）	80単位時間
			日本語総合（記述）	10単位時間
			日本語総合（文法）	80単位時間
			漢字・語彙	80単位時間
			異文化理解	20単位時間
			キャリア教育	20単位時間
			総合学習	20単位時間

（クラス編成）

第10条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に２０名以下ごとに分けて編成する。

（学習の評価）

第11条 学習の評価は、定期試験、授業評価、パフォーマンス評価を総合して決定し、A～Eの5段階評価とする。

２　各科目の成績は次の割合により算出する。いずれの評価においても、各科目の学習目

標に基づき、ルーブリック等を用いて客観的かつ多面的に行うものとする。

(1)　日本語総合（文法、聴解、読解）及び漢字・語彙は、定期試験 50%、授業評価 50%（小テスト 10%、提出課題 20%、平常点 20%）

(2)　日本語総合（会話、記述）は、定期試験 60%、授業評価 40%（ミニ会話又は提出課題 20%、平常点 20%）

(3)　異文化理解、キャリア教育、総合学習は、パフォーマンス評価 60%、授業評価 40%（提出課題 20%、平常点 20%）

第４章 教員及び職員組織

（教員及び職員組織）

第 12 条 本校に、次の教員及び職員を置く。なお、下記（1）～（6）は兼務することができる。

(1)　校長（必要に応じて副校長を置くことができる）　　１名

(2)　主任教員（必要に応じて副主任を置くことができる）　１名

(3)　日本語教員（主任教員除く）　　４名以上（うち本務等教員 2 名以上）

(4)　生活指導担当者　　２名以上

(5)　事務統括責任者　　１名

(6)　事務職員（事務統括責任者を除く）　１名以上

２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３　校長は、校務をつかさどり、所属教員及び職員を監督する。

４　主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。

５　事務統括責任者は学校事務を統括する。

（教職員会議）

第 13 条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

２　教職員会議は校長又は主任教員が主宰する。

第５章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 14 条　本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) １２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 年齢が満 18 才以上の者

(3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(4) 信頼のおける経費支弁者を有する者

（入学時期）

第 15 条　本校への入学は、年 2 回とし、その時期は 4 月及び 10 月とする。

（入学手続き）

第 16 条　本校への入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第 24 条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 24 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

（休学・復学）

第 17 条　学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

２　休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

（退学・転学）

第 18 条　退学又は転学しようとする者は、退学・転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　災害、伝染病等により学校運営が困難となった場合には、提携する日本語学校またはその他受け入れ機関等への転学支援を実施する。

（修了・卒業の認定）

第 19 条　校長は、第 11 条に定める教育課程で定められた各授業科目の学習評価で在籍期間の平均成績が D 以上で、在籍期間を通しての出席率が 85%以上のものに対して当該課程の修了を認定する。

２　校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（除籍）

第 20 条　次の各号の一に該当する者は、校長が除籍することがある。

(1) 授業料の納付期限を経過し、督促しても納付しない者。

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。

(3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。

(4) その他校長が必要であると認めた者。

（褒賞）

第 21 条　校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第 22 条　学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず，その他学生の本分にもとる行為があったときは校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

３　前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなく出席できない者。

(4) 本校の秩序を乱し，学生の本分に著しく反した者。

(5) その他校長が必要であると認めた者。

（帰国）

第 23 条　本校を退学、除籍となった場合は、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 16 および第 19 条の 17 に基づき、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

２　前項に定める義務を怠った場合は、本校における成績証明書等の発行を認めないことがある。

第 6 章 学生納付金

（学生納付金）

第 24 条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

	進学 2 年課程		進学 1 年 6 か月課程	
	1 年目	2 年目	1 年目	2 年目(半年)
入学検定料	30,000 円	−	30,000 円	−
入学金	50,000 円	−	50,000 円	−
授業料	720,000 円	720,000 円	720,000 円	360,000 円
施設費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	7,500 円
設備費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	7,500 円
教材費	40,000 円	40,000 円	40,000 円	20,000 円
課外活動費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円
保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
合計	910,000 円	830,000 円	910,000 円	415,000 円

※上記に別途消費税を加算する

（納入）

第 25 条　学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

２　学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、校長が認めるときは、授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）

第 26 条　学生が、正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

（学生納付金の返還）

第 27 条　既に納付した学生納付金は、原則として返金しない。ただし、在留資格認定証明書交付後、次の各号のいずれかに該当する場合、入学検定料、入学金、送金手数料を除く納付済学納金を返金する。

(1)　在留資格認定証明書交付後に査証申請を行わず入学を辞退したとき

(2)　在外公館において査証が発給されなかったとき

(3)　査証取得後に入学を辞退したとき

２　本校は、入学後に次の各号のいずれかに該当する場合、次学期以降の授業料を返金する。

(1)　退学したとき

(2)　他校への転校または進学をしたとき

(3)　除籍処分を受けたとき

(4)　在留期間更新が不許可となったとき

なお、学納金返金の詳細は、学納金返還規程にて定めるものとする。

第 7 章　雑則

（寄宿舎）

第 28 条　寄宿舎に関する事項は、必要に応じて校長が別に定める。

（健康診断）

第 29 条　健康診断は毎年 1 回以上、5 月または 11 月に実施する。

（細則）

第 30 条　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

（学則の改正）

第 31 条　この学則の改正は、教職員会議の議を経て、校長が行う。

附則

この学則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

LINK 国際アカデミー学納金返還規程

（目的）

第 1 条　本規程は、学則第 27 条に基づき、学生が納付した学納金の返還に関する条件および手続きについて定め、学生の権利保護と学校運営の公正性を確保することを目的とする。

（原則）

第 2 条　既に納付した学生納付金は、原則として返金しない。ただし、本規程に定める事由に該当する場合は、所定の手続きにより返還する。

（入学前の返還）

第 3 条　在留資格認定証明書交付後、以下のいずれかに該当する場合は、入学検定料、入学金、送金手数料を除く納付済学納金を返金する。

事由	返還対象	条件
査証申請を行わず入学を辞退したとき	授業料・その他学納金	入学許可証、在留資格認定証明書の返却
在外公館で査証が発給されなかったとき	授業料・その他学納金	入学許可証、在留資格認定証明書の返却
査証取得後、来日前に入学を辞退したとき	授業料・その他学納金	入学許可証、在留資格認定証明書の返却

（入学後の返還）

第 4 条　入学後、以下のいずれかに該当する場合は、次学期以降の授業料を返金する。入学検定料、入学金、その他学納金は返金しない。

事由	返還対象	条件
退学したとき	次学期以降の授業料	退学届の提出、帰国の確認
他校への転校または進学をしたとき	次学期以降の授業料	転学届の提出、転校先校の入学許可書または進学決定通知書の提出
除籍処分を受けたとき	次学期以降の授業料	除籍処分決定通知書の提出、帰国の確認
在留期間更新が不許可となったとき	次学期以降の授業料	退学届の提出、帰国の確認

（免責事項）

第 5 条　天災、感染症の流行、交通機関のストライキ・運休、その他学校が不可抗力と認める事由により授業を中止された場合、当該中止分の授業料の返還は行わない。

（返還手続き）
第 6 条　返還を希望する者は、所定の申請書類を提出し、学校が定める手続きに従うものとする。返還は原則として送金により行う。

（附則）
第 7 条　本規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

寄宿舎規程

学則第 28 条に基づき、寄宿舎（以下学生寮という）については、下記の規定を定める。

1. 学生寮への入寮は希望制とし、入学選考試験合格後からＣＯＥ認定の通知後１週間以内までに申し込むこととする。それ以降の急な変更は原則受け付けない。
2. 学生寮への入寮期間は、特別に許可した場合を含め、本校に在籍する期間を上限とする。
3. 入寮時の部屋割りは、学校に一任とし、原則希望は受け付けない。
4. 入寮後、１年間は退寮不可とする。１年後以降継続して学生寮に住む希望があれば１年または半年単位で許可することがある。（ただし１年の要件とは、入学後４学期を終了する時期とし、４月または１０月の入学時期に入国が遅れた場合は１年未満となることがある。以下同様とする）
5. 家賃は毎月２５日に郵便局の口座より引き落とすため、前日までに入金しておくこと。
6. 寮室内に家族や兄弟であっても入居者以外のものを入室・宿泊させないこと。
7. 室内やベランダ、共有スペースにゴミを長期間放置しないこと。また、ごみは午前８時までに定められた場所に出すこと。その際、地域のごみ捨てのルールに従うこと。
8. 寮室内で使う電球やトイレットペーパーなどの消耗品は、各自での負担とすること。
9. 節電、節水に努めること。水の出しっぱなし、不在時や窓を開けた状態でのエアコン使用はしないこと。
10. 学生寮は敷地内を含め、全面禁煙とする。二足制とし、外履きのまま寮内に入らないこと。
11. 学生寮内でペットを飼うこと、楽器の演奏・大きな声で歌うこと、階下に響くような踊りは禁止する。夜１０時以降は静かにすること。
12. 教職員が学生寮の見回りをすることがある。部屋はきれいに使用すること。床の清掃は、施設保全や階下に水が漏れないよう少量の水で行うこと。
13. 電化製品や家具などの大型ごみを捨てたいときは学校に相談すること。
14. 入寮時に説明を受けた清掃箇所は、毎月確認して掃除すること。
15. １年後以降継続して学生寮に住む希望や、退寮を希望する時は、入居後１年を迎える月の２か月以上前に事務局に連絡すること。退寮月の家賃の日割りはしないものとする。また希望の寮への変更は原則受け付けない。
16. 退寮の際には、入寮した時の状態への清掃を行い、ごみや残留物を部屋に残さないこと。また退寮前の清掃状況により生活指導担当者が査定した清掃費用を支払うこと。
17. 学生寮からの引っ越しは、物件探しから入居のための初期費用などを早めに準備し、自分で物件を探すこと。また、学校のスタッフは、保証人にはならない。退寮は、新学期が開始するまでに完全に行うこと。
18. 退寮後は２週間以内に住所変更し、在校中は在留カードを事務局に提出すること。
19. 寮内の学校備品を紛失、または破損した場合は、下記の料金を支払う。

冷蔵庫	２０，０００円
洗濯機	２０，０００円
家電製品各種リモコン	５，０００円
床や畳、壁の傷やタバコのヤニを含む落ちない汚れ	２０，０００円～
机	５，０００円
椅子	５，０００円
ベッド	１５，０００円
家の鍵	５，０００円
カーテン	５，０００円
その他は、上記に準じて請求した金額を支払う。	